

会議録（要点筆記）

会議名	令和7年度 第4回米原市下水道事業審議会
開催日時	令和8年1月13日（火） 午後1時30分～午後3時00分
開催場所	米原市役所山東支所2階 会議室2AB
出席者および欠席者	出席者：横川会長、和田副会長、鈴木委員、飛戸委員、中田委員、藤田委員、吉田委員 事務局：まち整備部 高橋部長 上下水道課 今枝課長、鏝田課長補佐、高畑 有限責任監査法人トーマツ 刀禰氏、吉岡氏
議題	○ 議事案件 米原市下水道事業経営戦略の策定について
結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<ul style="list-style-type: none"> 使用料改定率は、向こう10年間(R8～R17)で資本費対使用料算入率を15%の水準に概ね到達させることを目標に、10%増改定とすることを審議会の答申とします。 使用料体系については、事務局から提案のあった一律10%改定以外のあり方について議論するため、継続審議とします。
審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	<p>2 議事案件「米原市下水道事業経営戦略の策定について」</p> <p>(1) 第3回審議会のおさらい 事務局説明要旨 記載省略、質疑応答 無し</p> <hr/> <p>(2) 経営目標の再設定と使用料改定率について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の経営戦略において経営目標としていた基準外繰入金の削減は、資本費平準化債の制度拡充を借入することにより、目標を達成することができました。そこで、次期経営戦略では、これに代わる経営目標として、資本費に対する使用料充当額の割合が物価高騰に伴って低下傾向にあることに着目しました。これを管理するために「資本費対使用料算入率」という指標を用いることとします。 資本費対使用料算入率について、国が地方財政措置で示している30%の水準まで上げようとする、下水道使用料を現行から50%増、前回使用料改定した令和4年度の水準(17.4%)は、22%増の改定が必要です。 国が示す水準の半分である15%の水準であれば、使用料改定率を10%とした場合に、向こう10年間(R8～R17)で概ね達成できそうな見通しです。なお、資本費対使用料算入率が0%を下回った場合は、一般会計からの基準外繰入を必要とする状態となります。そこで、下水道事業の健全な経営を図るために、使用料改定率10%を提案するものです。
[説明要旨] 事務局	

[質疑応答・意見等]	
○委員	<ul style="list-style-type: none"> 資本費対使用料算入率について、国が使用料対象経費を30%と示していることに対し、米原市では15%を目標とすることで何か問題は生じるか。
○事務局	<p>→ 米原市一般会計の負担が増えるため、一般会計で行っている行政サービスの低下が懸念されます。</p>
○委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料では、令和14年度に資本費対使用料算入率が15%に到達しているが、そこから算入率が下がってくれば、またその時点で使用料の改定を考えなければならないということか。
○事務局	<p>→ 可能性はあると思われます。現行使用料が適正かどうか概ね3年から5年の期間で見直ししていくよう国から示されています。見直し時期で改めて試算し、それを踏まえて、目標値に到達しているのであれば、使用料改定せずに据え置きにするとか、目標値に到達するには厳しい状況であれば、使用料を改定するといった判断が出てくるものと見込まれます。</p>
○委員	<p>→ 使用料改定率を10%にしておき、5年後、経営目標の水準に達した時に、また使用料改定率をどうするかを考える。場合によっては使用料が下がる可能性もある。そのような考え方で良いのではないかと思う。</p>
○委員	<ul style="list-style-type: none"> 資本費対使用料算入率の目標設定が15%を妥当とする根拠がよくわからない。他の自治体ではどのような割合になっていて、今回目標設定する15%が上の方なのか下の方のかもわからない。使用料改定率10%というのは仕方がないようにも思われるが、この15%という目標設定が米原市の場合は妥当だとする説明を補強した方が良い。
○事務局	<p>→ 資本費対使用料算入率を目標に設けているところは、近隣ではありません。本市の場合、資本費平準化債の制度拡充を借入することにより、基準外繰入を大きく削減することができましたが、この制度拡充を借入されていない自治体も一定あり、そのような自治体では、基準外繰入を削減し、経費回収率を向上させることを経営目標に据えられているように見受けられますので、周りと比べることが難しい状況があります。</p> <p>本市では基準外繰入を削減するという当初の目標を達成できましたが、この状態を維持していこうとすると、資本費対使用料算入率という指標を管理することが望ましいので、これを次の目標として設定するものです。</p>
○会長	<ul style="list-style-type: none"> 資本費対使用料算入率を15%とする経営目標の達成に向けて、使用料改定率を10%とすることを審議会からの答申とすることについて

<p>[説明要旨] ○事務局</p> <p>[質疑応答・意見等] ○委員 ○事務局</p> <p>○委員</p> <p>○事務局</p>	<p>異議は無いでしょうか。 → 異議なし</p> <hr/> <p>(3) 下水道使用料体系について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の下水道使用料については、水量が多くなればなるほど、1立方メートル当たりの単価が増える「逡増型」の体系を採用しています。逡増型の度合いを表す逡増度を近隣自治体と比べた場合、現行使用料体系が的外れなものではないことから、現行使用料単価に一律10%増とする使用料体系を提案するものです。 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度に水道料金を改定された時はどうだったのか。 → 水量区分によりバラつきがあり、一律ではありません。 <ul style="list-style-type: none"> 今回、使用料改定率を10%と決め、それをどのように皆さんに負担してもらおうかというやり方が、「一律10%改定」の一案しか無かったが、他の案は無いのか。例えば、基本料金を上げて超過料金を下げるとか色々なやり方があり、議論すべきことがあると思われる。今の体系から改めていく必要は無いのか議論として提案していただきたい。その中で、やはりこの案が良いということになって決めていくものだと思う。 → 今回、審議会に提案させていただくまでに事務局内では、基本水量を廃止しようかとか、大口需要者への負担を和らげていこうかとか色々な検討をしました。その場合、基本水量で定額料金になっていた10立方メートルの使用者にしわ寄せがいくことになり、これが今の物価高騰と言われている中で、小口需要者の方の負担を増やすのはどうだろうか考えると、現行使用料の一律10%改定が使用者の皆様の理解が得られやすいのではないかと考え、提案させていただいたものです。 しかし、今ほどの委員の御意見は当然のことと受け止めましたので、本件は「継続審議」とし、次回審議会にいくつかの使用料体系案をお示ししながら御意見を頂戴したいと思います。 <p>(閉会)</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p>■公開 傍聴者： 0 人</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非公開</p> <p>一部公開または非公開とした理由</p> <p>()</p>
--------------------	--

